

県民健康科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成30年度4月1日策定

この行動規範は、公的研究費を使用する上での本学の教職員等としての取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 教職員等は、公的研究費の使用に当たっては、法令、関係規則及び本学諸規程を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 教職員等は、公的研究費が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効果的に使用しなければならない。
3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。また、公的研究費に関する学内説明会や研修会等に参加し、ルール等の理解に努めなければならない。
4. 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
5. 教職員等は、公的研究費の不適切な使用が本学におけるすべての教育研究に対して深刻な影響を与えることを自覚し、常に高い倫理観を持ち、別に定める公的研究費の使用に関する不正防止計画をふまえて行動する。
6. 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用防止に努めなければならない。